

令和8年度 社会教育関係団体

借上バス運行補助について



申請するにあたり、昨年度から大きく変更がありますので、よくご確認のうえ申請くださいますようお願いいたします。

社会教育関係団体が研修や大会参加などを目的としてバスを借り上げた場合、その費用の一部を補助します。 ※親睦交流を目的とした活動には利用できません。

1 社会教育関係団体について

- ◇ 社会教育の推進を目的とする団体
- ◇ 芸術及び文化活動を行なう団体
- ◇ 体育及びスポーツ活動を行なう団体

2 補助金について

- ◇ 補助金の額は、バス借上料の5割に相当する額です。
(高速道路料金・駐車料金及び運転手宿泊費等は利用団体の負担となります。)
- ◇ 名寄市の他の補助を受ける場合、重複して補助申請はできません。

3 補助金交付の条件

- ◇ 1団体につき同一年度1回のみ
- ◇ 補助の対象となるのは、出発日から数えて最大3日間まで
(4日以上行程であっても3日分しか補助対象経費となりません。)
- ◇ 数台のバスを利用した場合も、補助対象となるのはバス1台分のみ

4 事前の計画・申請等について

- ◇ 団体からバス会社への、借上バスの予約・見積書の依頼は運行日の2か月前までにお願いします。
- ◇ 社会教育課への補助申請手続きは運行日の1か月前までにお願いします。
- ◇ 運行を依頼するバス会社は申請団体が選択してください。
- ◇ 申請にあたっては時間配分等について十分ご確認のうえ、時間に余裕をもった計画をしてください。(バスは、普通乗用車より運行時間がかかります。)
- ◇ 行程及び乗車人数の変更などがあった場合は、速やかにバス会社へ連絡してください。(状況によっては変更できない場合がありますのでご了承ください。)

5 申請書類について

◇ 申請の際は、下記の書類を社会教育課へ提出してください。

- ①借上バス運行申請書 (署名の場合は押印不要)
- ②事業計画書
- ③バス借上料の見積書 (バス会社へ依頼)
- ④口座振替申出書
- ⑤団体規約 (会則)
- ⑥会員名簿

6 補助申請後の利用の変更・中止について

◇ 運行の中止や内容に大幅な変更がある場合は、速やかにバス会社及び社会教育課へ連絡してください。(変更申請の手続きが必要です。)

7 運行当日について

◇ 運行途中で路線の変更や近道等の指示はしないようお願いします。

8 支払い等

◇ バス会社から団体へバス借上料の請求があります。

◇ 事業完了後、30日以内に下記の書類を社会教育課へ提出してください。

- ①実績報告書
- ②借上料の領収証 (写し可)
- ③事業・大会等の参加を証明できる書類
(大会プログラムや大会参加費の領収証、写真など)

◇ 実績報告後、市から団体の指定する口座へ補助金を振込みます。

※補助金は概算払いを申請することもできます。

【バス会社】

有限会社川原観光 ☎01655-3-4433 Fax01655-3-4001

名士バス株式会社 ☎01654-2-4151 Fax01654-3-6247

【申請・問い合わせ先】

名寄市教育委員会社会教育課社会教育係
名寄市西 13 条南 4 丁目(市民文化センター内)
☎01654-2-2218